令和７年度はたけまるごと活用産地形成事業

地域農業を牽引する生産者、流通業者、実需者、関係機関等で構成されるグループが、規格外品の利活用、廃棄ロス削減及び流通の効率化等により、収穫物を最大限に活用して収益性の高い露地園芸産地を形成する取組を支援します。

補助内容

体制整備費【ハード事業】

補助率：1/2 以内
補助上限：3,000 万円以内
補助対象：産地計画に基づき各構成員が施設・機械を整備・導入するための経費
※補助上限はグループ当たりです。また、予算の都合上、満額補助できない場合があります。

申請期間等

事業への応募には、グループ全体で作成した「はたけまるごと活用産地形成計画」（以下、「産地計画」という。）が認定されている必要があります。産地計画の募集期間等は以下のとおりです。

【募集期間】
令和７年４月４日（金）～４月２５日（金）
【提出先】
県園芸推進課　流通ビジネス班
※詳細については、募集案内を御覧ください。
※予算に残額がある場合は、令和７年５月から各月第３金曜日を期限として再募集を行い、予算額に達した時点で締め切ります（募集状況は HP に掲載）。

産地計画の策定主体

計画を策定するグループは、以下①～③に該当する者を全て含む必要があります。
①生産組織（生産部会、農業法人等）
②小売、食品製造業者等の実需者、市場、卸売業者等の流通に関わる事業者
③関係機関（県、農業協同組合、市町村等）

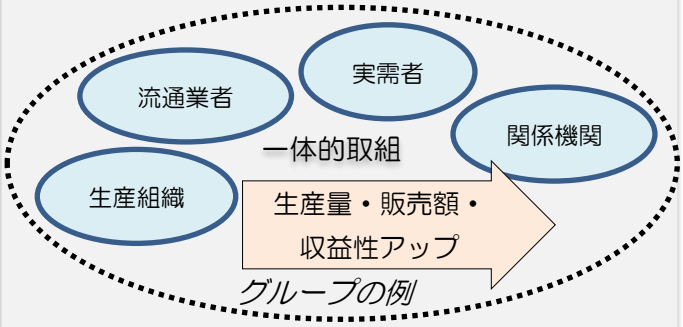

産地計画とは

収益向上と生産販売の拡大を目指すグループ全体の取組と、構成員による施設、機械等の整備計画等について、最長２か年分記載するものです。
※グループ及び産地計画の要件については、「はたけまるごと活用産地計画の認定等に関する取扱要領」を参照願います。

補助金交付までの主な流れとスケジュール

産地計画申請（４月25日まで）
⇨ 審査・認定（５月上旬）
⇨ 事業実施計画申請
⇨ 審査・認定（５月中旬）
⇨ 補助金交付申請
⇨ 交付決定（５月下旬）
⇨ 事業の完了
⇨ 実績報告（令和８年３月４日又は完了後１か月以内）
⇨ 補助金額確定
⇨ 補助金支払い（令和７年度内）

事業内容の詳細については、「はたけまるごと産地形成事業実施要領」及び「はたけまるごと産地形成事業費補助金交付要綱」を参照願います。また、申請に当たって必要となる様式等は下記ホームページからダウンロードできます。

問い合わせ先
園芸推進課流通ビジネス班（TEL 022-211-2337　E-mail：engei-ryutsu@pref.miyagi.lg.jp）
ホームページ：https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/engei/marugoto.html